

福岡県公報

令和 2 年 11 月 17 日
第 152 号

目 次

告 示 (第843号 - 第849号)

○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ……………	1
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ……………	1
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ……………	1
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ……………	2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ……………	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ……………	2
○道路の区域の変更 (道路維持課) ……………	3

公 告

○福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催 (企 画 課) ……………	3
○建設業の営業の停止 (建築指導課) ……………	3
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) ……………	4
○都市計画事業の施行 (公園街路課) ……………	4

告 示

福岡県告示第843号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和 2 年 11 月 17 日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
八女市矢部村北矢部字薬師樓3672の7 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第844号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和 2 年 11 月 17 日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年5月16日農林水産省告示第703号(2に係るものに限る。)
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに福岡市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第845号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において

準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年11月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年2月18日農林水産省告示第204号（1の4、1の5、1の7から1の9に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第846号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年11月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和58年5月19日農林水産省告示第719号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第847号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年11月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年6月福岡県告示第913号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第848号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年11月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
築上郡築上町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第849号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年11月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	薦野間線	前	古賀市薦野1370番7先から 古賀市薦野1250番1先まで	4.0 ～ 10.0	370.0
			後	古賀市薦野1370番7先から 古賀市薦野1250番1先まで	10.0 ～ 32.0	

公 告

公告

令和2年度福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第2回）が次のように公開されるので、公告する。

令和2年11月17日

福岡県知事 小川 洋

- 日時
令和2年11月24日（火） 午後1時30分
- 会場
福岡市博多区吉塚本町13番50号
福岡県吉塚合同庁舎7階 特6会議室
- 予定議案
 - 道路事業（一般国道 322号（嘉麻バイパス））について
 - 道路事業（主要地方道 門司行橋線（行橋市工区））について
 - 道路事業（主要地方道 筑紫野古賀線（太宰府市工区））について
 - 道路事業（一般県道 中間水巻線（蓮花寺工区））について
 - 道路事業（一般県道 塔ノ瀬十文字小郡線（牛鶴工区））について
 - 河川事業（楠田川）について
 - 河川事業（戸切川）について
 - 河川事業（瑞梅寺川）について
 - 河川事業（長峽川）について
 - 河川事業（江尻川）について
 - 河川事業（不動川、藤町川）について
- 会議の公開
会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10人を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 問合せ先
福岡県県土整備部企画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3696）

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項（同条第2項第2号該当）の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和2年11月17日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

令和2年11月5日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
(株) 絆住研	福岡市博多区昭南町3-3-14	高橋 昭司	平成30年12月20日 福岡県知事許可（般-30） 第111396号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

（注）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和2年11月19日から令和2年12月17日までの29日間

4 処分の原因となった事実

（株）絆住研は、民間工事において、特定建設業の許可を受けずに建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。また、当該工事において監理技術者を配置せず、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなかった。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）

第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和2年11月17日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 氏名

金子 隆

(2) 住所

福岡市早良区野芥四丁目20番5-307号

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和2年10月15日

4 処分の理由

事業者は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロの規定に該当し、法第14条の3の2第1項第4号の規定に該当するに至った。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

令和2年11月17日

福岡県知事 小川 洋

1 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画道路事業 3・4・10-2号 宗像福岡線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県北九州県土整備事務所 北九州市八幡西区則松三丁目7番1号

4 事業地の所在

(1) 取用の部分

宗像市平井一丁目及び平井二丁目地内

(2) 使用の部分

なし